令和８年度
市・県民税 申告の手引き

提出期限 3月16日

～申告書・収支内訳書（農業用）・医療費控除の明細書付き～

【問合せ】 税務課 ☎773－6668

この手引きについて

一般的な市・県民税申告に関する事柄を説明しています。確定申告の詳しい内容については、国税庁の「確定申告の手引き」をご覧になるか、下記「確定申告（所得税）の相談先」をご参照ください。

令和８年度から適用される市・県民税の主な改正点

●給与所得控除の見直し

給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。詳しくはP.５へ。

●特定親族特別控除の創設

令和８年度から、合計所得が58万を超え123万円以下の生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者、事業専従者は除く）を有する場合は、合計所得金額に応じた額をその納税義務者の総所得金額から控除します。詳しくはP.８へ。

●扶養親族等の所得要件の見直し

所得税における基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。（例：扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下へ）詳しくはP.8へ。

申告相談会について

	期　日	会　場	時　間 注2 注3	対　象
申告相談会 注1	２月 16日(月)～ ３月 16日(月)	市民会館１階 多目的ホール	午前９時～11時 午後１時～４時	市・県民税申告または確定申告をする人で、自分で申告書を作成することが難しい人
休日相談会	２月 22日(日) ３月　８日(日)		午前９時～11時	上記対象者のうち、平日には、仕事や交通手段の関係などで申告会場に来ることが難しい人

●添付書類の書き方相談

２月13日(金)まで税務課で営業・農業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除の明細書の書き方、減価償却費の計算などの相談に応じます。大和・塩沢市民センターでは対応していませんのでご注意ください。２月16日(月)以降は市民会館へお越しください。

注1 休日相談会以外の土曜日・日曜日・祝日は除きます

注2 混み具合により、入場人数の制限や早目に受付終了となる場合があります。ただし、毎週金曜日、休日相談会は、早目の終了はせず、受付時間内に来られた人はすべて受付をします

注3 市民会館正面玄関の開場及び受付番号配布開始時刻は、午前８時です

●申告相談会で相談に応じることができない確定申告

- 令和６年分以前の過年分の書き方と申告
- 株式等に係る譲渡所得など（損失繰越含む）の書き方と申告
- 先物取引や暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得などの書き方と申告
- 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の１年目の書き方と申告
- 青色申告決算書の書き方（市・県民税申告を含む）
- 青色申告
- 土地建物などの譲渡所得の書き方と申告
  （国・県・市町村に売却し、次の特別控除が対象になる場合のみ受付可。
  ①公共事業による収用（5,000万円）
  ②特定土地区画整理事業等（2,000万円）
  ③特定住宅地造成事業等（1,500万円）

確定申告（所得税）の相談先

税務職員
ふたば

①国税相談専用ダイヤル

0570-00-5901（全国一律料金）
受付：平日８時30分から17時00分まで

②国税庁ホームページ

- 国税に関する疑問をチャットボットの税務職員ふたばに相談できます。
  （AIによる自動回答）
  土日や夜間でも利用可能　国税庁 チャットボット
- よくある国税の質問に対する回答を調べることができます。
  国税庁 タックスアンサー

③税理士［有料］